

令和7年3月25日
福祉部地域ケア推進課

江東区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

介護保険法施行規則（以下「施行規則」という。）の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化に係る規定を整備するため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

施行規則第140条の6第1項に規定する、区市町村が条例を定めるに当たって従うべき地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準について改める。

3 新旧対照表

2ページから4ページのとおり

4 施行日

公布の日から施行する。

現行	改正案
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第4条 <u>地域包括支援センターにおいて専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 保健師 1人</p> <p>(2) 社会福祉士 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員 <u>(省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日か</u></p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における<u>第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、<u>常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）</u>によることができる。次項において同じ。）</u>は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 保健師<u>その他これに準ずる者</u> 1人</p> <p>(2) 社会福祉士<u>その他これに準ずる者</u> 1人</p> <p>人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員 <u>(省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)</u> <u>その他これに準ずる者</u> 1人</p>

ら起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了したものをいう。以下同じ。） 1人

2 前項の場合において、人員の確保が困難である場合は、同項各号に掲げる者に代えて、それぞれ次に定める者を配置することができる。

(1) 保健師に準ずる者（地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師（准看護師を除く。）で、かつ、原則として高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者をいう。）

(2) 社会福祉士に準ずる者（福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者をいう。）

(3) 主任介護支援専門員に準ずる者（厚生労働大臣が定めるケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応、地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者をいう。）

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置すること

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第一号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。

(削る)

(削る)

(削る)

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置すること

が必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの職員の人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
(略)	

4 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合の常勤の職員の員数は、第1項に定める員数に同項各号に掲げる者のうちからいずれか1人以上を加えるものとする。

が必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの職員の人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第一号被保険者の数	人員配置基準
(略)	

4 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合の常勤の職員の員数は、第1項に定める員数に同項各号に掲げる者のうちからいずれか1人以上を加えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。